

令和8(2026)年分 農業用軽油免税証の交付について

軽油引取税免税証（農業用）の申請受付及び交付を行います。

交付を希望される方は必要書類等を持参の上、下記の受付日に会場にご来場ください。

地 区 ※	受 付 日	受付時間	受付会場
鹿 沼 市	鹿沼・東大芦 西大芦・栗野 粕尾・永野 清洲	令和8年1月6日（火）	上都賀庁舎 5階 (鹿沼市今宮町 1664-1) 大会議室1・2
	北押原 南押原	令和8年1月7日（水）	
	菊沢・板荷 加蘇・南摩	令和8年1月8日（木）	
	北犬飼 東部台	令和8年1月9日（金）	

※お住まいの地区の受付日での来場が困難な場合は、他の地区の受付日にご来場ください。

申請区分	継続申請	更新申請(※)	新規申請
申 請 に 必 要 な も の	免税軽油使用者証	○	○
	免税軽油の引取り等に係る報告書	○	○
	免税軽油を購入した納品書等（写し可）	○	○
	手数料（420円）	—	○
	「耕作証明書」（農業委員会発行）	○ 〔耕作面積や内容に変更があり、 免税証の数量変更を希望する場合〕	○
	機械のメーカー・型式・馬力などが分かるカタログやメモ等	○ 〔機械の追加・変更がある場合〕	○
	【受委託農作業がある場合】 「農作業受委託証明書」 (農業委員会発行)	○ 〔契約内容に変更があり、免税証 の数量変更を希望する場合〕	○

(※) 使用者証の有効期限が令和8年12月30日以前の方

◆注意事項

- ・耕作面積の増加(減少)が各証明書で確認できない場合は、計算を行うことができません。
- ・耕作面積の増加などで数量が増える場合、増加分の免税証は後日交付となります。
- ・上記受付日以外の交付申請では、**即日交付できません**。やむを得ない事情により、上記受付日に申請が難しい場合は、県税事務所に事前連絡の上、手続きをお願いします。
- ・申請日以前に使用した軽油に対して、免税証の交付を受けることはできません。

お問合せ先
鹿沼県税事務所 電話:0289-62-6202(課税課)